

ID: 189

担当部署: 上下水道課

処分の概要	料金の徴収
例規名 根拠条項	大河原町給水条例 第26条第1項
例規番号	平成10年条例第8号

【基準】

第26条から第28条まで及び第30条の規定による。

(料金の支払義務)

第26条 水道料金(以下「料金」という。)は水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を利用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第27条 料金は、次の表に定めるところにより算出した合計額とする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 水道使用料(1箇月につき)

種別	用途	料率		基本料金		超過料金1立方メートルにつき
		水量	料金	水量	料金	
専用給水装置	家庭用	使用水量10立方メートルまで	1,650円			253円
	営業用	使用水量20立方メートルまで	4,048円			269円50銭
	団体用	使用水量20立方メートルまで	4,048円			269円50銭
	工業用	使用水量100立方メートルまで	18,898円			269円50銭
	観賞用	使用水量10立方メートルまで	3,542円			577円50銭
	公衆浴場用	使用水量200立方メートルまで	21,010円			214円50銭
	臨時用	—	—			429円
	プール用	—	—			264円
共用給水装置		1戸につき使用水量10立方メートルまで	1,078円			264円

(2) メーター使用料(1個1箇月につき)

口径	13ミリメ	20ミリメ	25ミリメ	30ミリメ	40ミリメ	50ミリメ	75ミリメ	100ミリメ
区分	—	—	—	—	—	—	—	—

使用料	198円	407円	451円	737円	858円	4,059円	5,302円	6,644円	
<p>2 用途区分の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 家庭用 一般家庭において飲料その他家事に使用するもの</p> <p>(2) 営業用 料理店・飲食店・旅館・鮮魚商・豆腐店・理髪業・洗濯業・製菓業・開業医・その他これに類するもの</p> <p>(3) 団体用 官公署・学校・事務所・その他これに準ずる団体が使用するもの</p> <p>(4) 工業用 醸造・製氷業・その他1箇月の使用水量100立方メートル以上の大口消費工場</p> <p>(5) 観賞用 滝・噴水その他娯楽用に使用するもの</p> <p>(6) 公衆浴場用 浴場業に使用するもの</p> <p>(7) 臨時用 興行・建設工事のため臨時に使用するもの (料金の算定)</p> <p>第28条 料金は、定例日(料金算定の基準日として、あらかじめ、管理者が、定めた日をいう。以下同じ。)に、メーターの点検を行い、その日の属する翌月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。 (特別な場合に於ける料金の算定)</p> <p>第30条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次の通りとする。</p> <p>(1) 使用水量が、基本水量の2分の1以下のとき、基本料金の2分の1</p> <p>(2) 使用水量が、基本水量の2分の1を超えるときは、1カ月として算定した金額</p> <p>2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。</p> <p>3 月の中途においてメーターの口径に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。</p>									
備考									
設定年月日	令和3年7月5日			最終変更年月日	年 月 日				